

# 随時記者発表

項目	(速報値)インフルエンザ警報及び水痘注意報について		
区分等	発表	説明者	
	資料配布		
配布資料	別紙のとおり		
発表要旨	浦河保健所管内でインフルエンザ警報及び水痘注意報を発令しますのでお知らせします。		
報道に当たってのお願い	住民に対し、手洗い、咳(せき)エチケットの励行、マスクの着用、十分な栄養や休養をとり抵抗力をつけるなど、感染予防の呼びかけをお願いします。		
担当	北海道日高振興局保健環境部保健行政室(浦河保健所) 健康推進課長 明瀬 雅子 電話 0146-22-3071		

# インフルエンザ警報(速報値)について

令和元年(2019年)12月10日(火)

北海道浦河保健所

(北海道日高振興局保健環境部保健行政室)

電話:0146-22-3071

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年(2019年)第49週(令和元年(2019年)12月2日～12月8日)において、浦河保健所管内の定点医療機関あたりのインフルエンザ患者報告数が、警報基準である30人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、浦河保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

## 記

### 1 インフルエンザの感染予防

人ごみに出るときにはマスクを着用し、外から帰ってきたら手洗いをかかさずに行いましょう。

また、室内の湿度を保つようにして(50%程度)、十分に栄養を摂り睡眠もとりましょう。

インフルエンザワクチンを接種すると、発症をある程度抑え、かかっても重症化を防ぐ効果が期待できます。

接種から2～3週間で効果が現れますので、流行前に接種することが望まれます。

### 2 インフルエンザとは

インフルエンザウイルスの感染により、突然の高熱と全身のだるさ、筋肉痛などの全身症状が起こり、これらの症状の他にのどの痛みや咳などの呼吸器症状が現れます。通常は発熱が2～3日続き、一週間程度で回復しますが、時には重症化することもあります。インフルエンザはその年により流行の時期が異なりますが、通常は11月下旬から12月上旬に流行りだし、翌年の1月から3月ごろに患者が増加します。

### 3 その他

#### (1)最近の5週における定点あたり報告数(速報値)(表示は、「患者/定点」単位:人)

	第45週 (11/4～11/10)	第46週 (11/11～11/17)	第47週 (11/18～11/24)	第48週 (11/25～12/1)	第49週 (12/2～12/8)
浦河管内	1.00	0.00	8.00	20.50	51.00
静内管内	0.00	0.00	3.67	15.00	—
全道	2.00	4.64	10.12	16.76	—
全国	1.03	1.84	3.11	5.52	—

※第49週の患者報告数は速報値。

全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL:<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

#### (2)インフルエンザの流行開始・注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査事業により、全道のインフルエンザ定点医療機関(施設数:220か所)を受診したインフルエンザ患者数があらかじめ定めた流行開始や注意報・警報の発令基準値を超えた場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】流行開始:1定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で1人を超えた場合

注意報: " 10人を超えた場合

警報: " 30人を超えた場合

※ 警報発令後は1定点医療機関あたりの受診患者数が10人を超えると警報を継続

# 水痘（みずぼうそう）注意報について（速報値）

令和元年（2019年）12月10日（火） 15時00分

北海道日高振興局保健環境部保健行政室  
（北海道浦河保健所）  
電話：0146-22-3071

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年（2019年）第49週（令和元年（2019年）12月2日～12月8日）において、浦河保健所管内の定点医療機関あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、浦河保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

## 記

### 1 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

### 2 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

### 3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第45週 (11/4～11/10)	第46週 (11/11～11/17)	第47週 (11/18～11/24)	第48週 (11/25～12/1)	第49週 (12/2～12/8)
浦河管内	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00
静内管内	0.00	0.00	0.00	0.00	-
全道	0.48	0.49	0.55	0.68	-
全国	0.32	0.41	0.44	0.59	-

※第49週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL:<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値を超えた場合に発令します。注意報・警報は大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

#### 【発令基準】

警報：一定点医療機関あたりの受診患者数が2人を超えた場合

※ 警報発令後は一定点医療機関あたりの受診患者数が1人未満になるまで警報を継続

注意報：一定点医療機関あたりの受診患者数が1人を超えた場合